

この冊子は、市立小学校が指定避難所となった場合を想定した、望ましい避難所運営の姿を記載したものです。
指定避難所は、施設ごとに、規模や地域の実情が異なります。そのため、指定避難所の運営は、この冊子の基本的な内容を踏まえつつ、臨機応変に行いましょう。

指定避難所



運営マニュアル (概要版)



避難所運営の基本的な考え方

- ◆避難所は、避難者による「自主運営」となります。
- ◆全員で協力し、お互いに助け合いながら、避難所運営に取り組みます。
- ◆要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりに取り組みます。

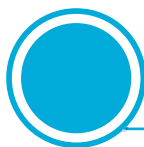
※この冊子で「避難所」とあるのは、「指定避難所」のことを指します。

電話番号・メモ 区本部(区役所) ☎ —

指定避難所名

役割(班名など)

名 前



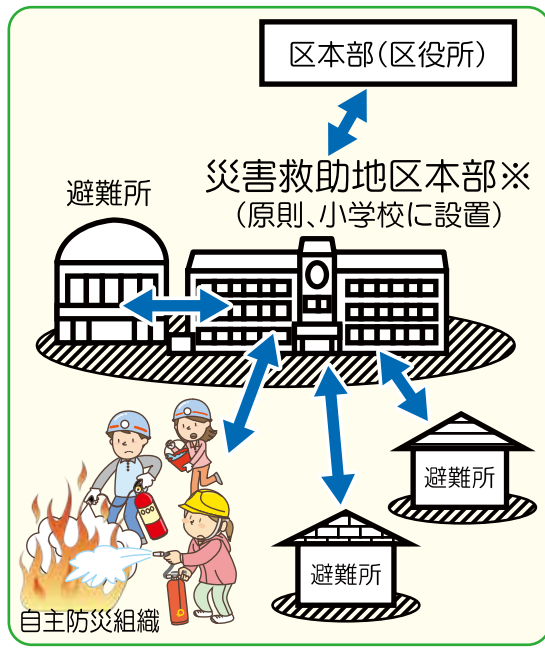
はじめに

この指定避難所運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)の概要版は、災害時に避難所運営の中心を担う皆さまが活動するにあたり、あらかじめ知っておいていただきたいことや避難所の開設・運営の流れをまとめました。

目次

- 1 発災直後の地域の活動(P1)
- 2 避難行動の流れ(P2)
- 3 指定避難所の様子(P3~4)
- 4 指定避難所の設備と備蓄物資(P5)
- 5 指定避難所の開設と運営の流れ(P6)
- 6 避難者を受け入れた後の運営(P7~8)
- 7 多様な避難者への思いやり(P9~10)
- 8 普段から備えておきたいこと(裏表紙)

※本書では、「災害救助地区本部」のことを「地区本部」と表記します。



1

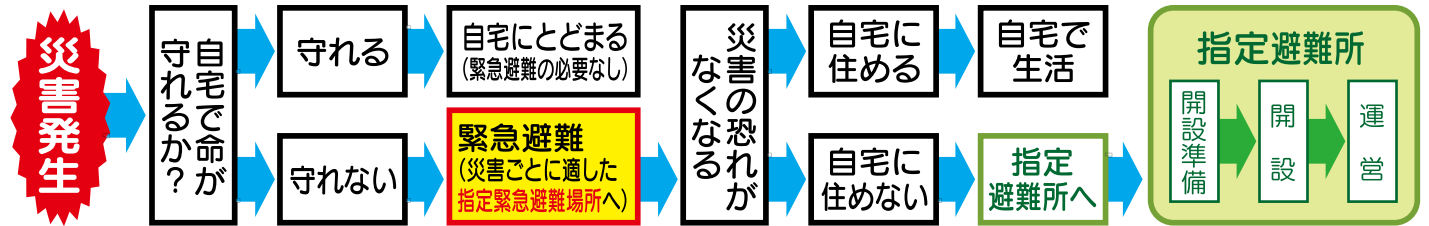
発災直後の地域の活動(イメージ)

	1時間	2時間	3時間	6時間
自主防災組織 <p>命を守り、火災等からの被害を軽減するための活動をする組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●安否確認 ●救出・救護 	<ul style="list-style-type: none"> ●初期消火 ●避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区本部へ被害状況など連絡 	
地区本部 <p>行政と地域をつなぎ、情報収集や伝達などを担う拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報収集 ●避難所の開設確認 ●施設の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害状況調査 ●災害情報を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害状況集約 ●必要に応じて自主防災組織・避難所へ地区本部委員を派遣 ●区本部と情報交換 	

説明する範囲 **指定避難所**
(指定避難所の中には、指定緊急避難場所を兼ねる施設もあります。)

開設準備
開設
運営

2 避難行動の流れ



緊急避難

指定緊急避難場所

命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所

【マニュアル P17～20】

災害の種類	指定緊急避難場所	開設基準
洪水・内水氾濫	想定浸水深以上にある小・中学校の教室など	避難情報の発令※
土砂災害	土砂災害警戒区域にない小・中学校など	
津波	津波避難ビル	伊勢・三河湾に 大津波警報発表等
地震の揺れ	・公立小・中・一部の高校等のグラウンド ・広域避難場所 ・一時避難場所	震度5強以上の地震
大規模な火事	広域避難場所	—

- 上記の開設基準にかかわらず、早めに指定緊急避難場所に自主的に避難しようとする場合は、区役所へ事前に連絡してください。
- 災害の種類ごとに緊急避難場所は異なります。災害に対応した指定緊急避難場所に避難するよう「ナゴヤ避難ガイド」などであらかじめお確かめください。

※避難情報(警戒レベル)と避難行動

避難情報	警戒レベル	とるべき避難行動等
緊急安全確保	5	災害が発生または切迫しています。命を守るために最善の行動をとってください。
避難指示	4	速やかに全員避難してください。指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに避難してください。
高齢者等避難	3	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始してください。それ以外の方は、気象情報を注視し、避難の準備をしてください。

気象庁の発表する早期注意情報が警戒レベル1、注意報が警戒レベル2となります。

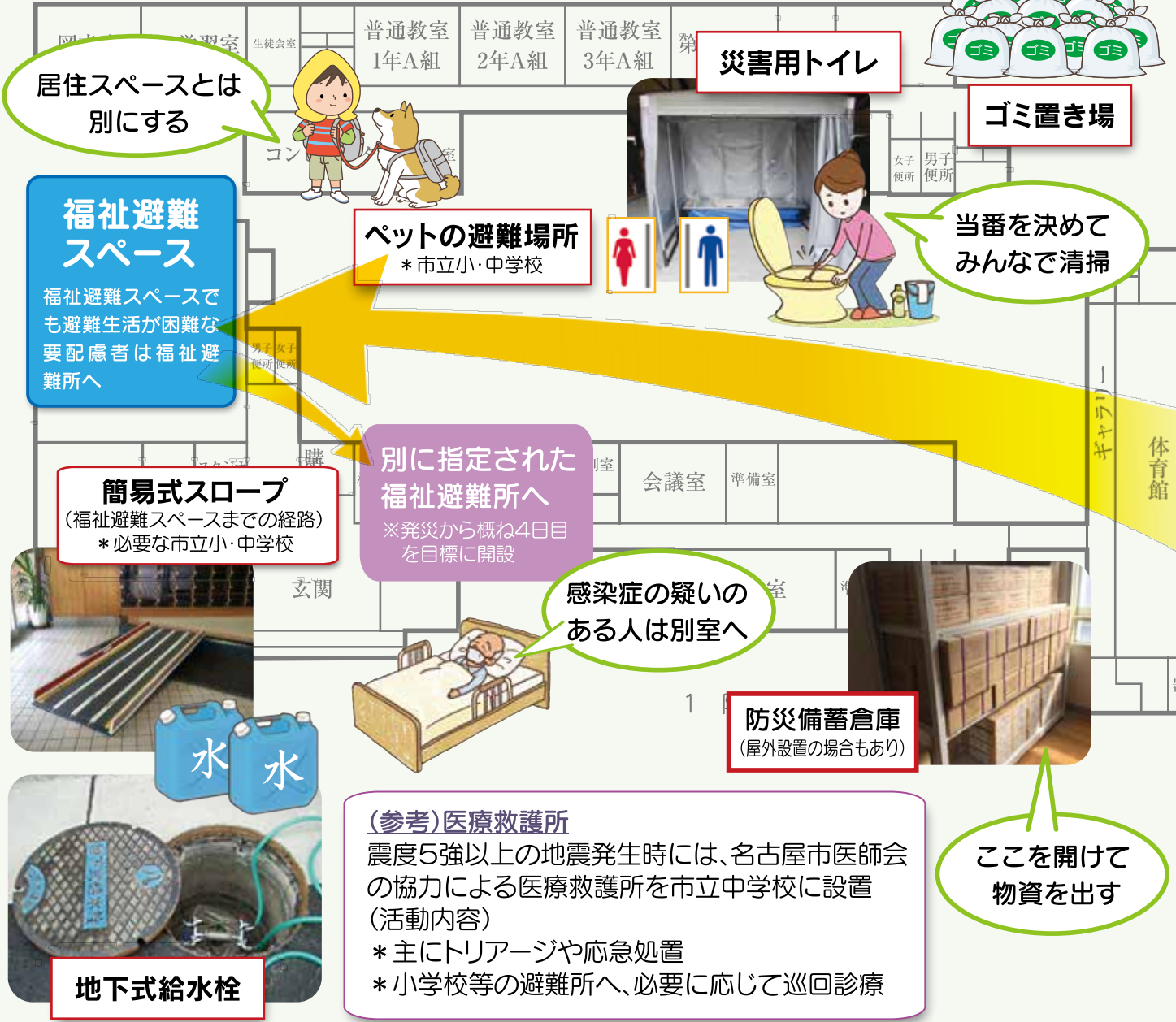
避難生活

指定避難所

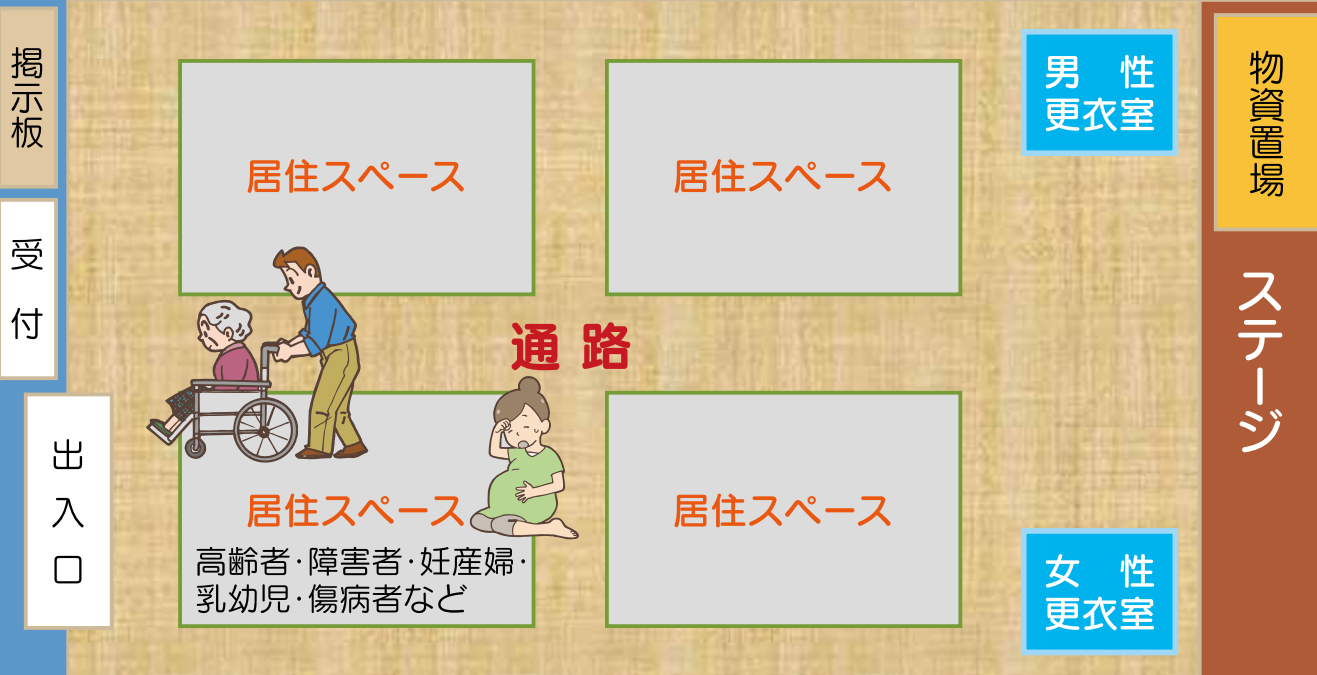
災害が落ち着いた後、自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るための施設(公立小・中・一部の高校の体育館・コミュニティセンターなど)

【開設時期】 避難情報・警報の解除などにより災害のおそれなくなった時

3 指定避難所の様子(イメージ)



● 避難スペース 体育館レイアウト(例)



ズームイン！
体育館を

- ポイント**
- まずは**通路**を作る(車いすも通れるように)
 - 高齢者などは、トイレに行きやすいよう**出入口**近くに
 - 土足厳禁**(衛生面から)
 - プライバシーに配慮(男女別更衣室・物干し場・トイレ)
 - 1人あたり2㎡が目安

避難スペース (主に体育館)

居住スペースでは避難生活が困難な要配慮者は福祉避難スペースへ



パトロールなどにより
治安の悪化を防止

避難所以外の避難者

在宅避難者、車中泊避難者など
様々な事情で避難所に来られない人も・・・
中でも車中泊は、いわゆるエコノミークラス症候群を
発症する危険性が高まるので注意が必要です

- * 水分の十分な補給
- * 足首の運動などの対策を

避難所で避難者登録をすることで、
食料などの支給が受けられます

4 指定避難所の設備と備蓄物資

【防災備蓄倉庫】

屋内または屋外に設置し、食料（アルファ化米やビスケット）、毛布などを配備



アルファ化米

毛布



ビスケット

飲料水



避難所開設キット



衛生用品



間仕切り◎



発電機☆



投光器☆



テレビ☆



災害時特設公衆電話☆



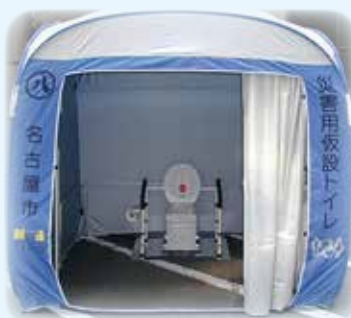
くみ取り式仮設トイレ



簡易パック式トイレ

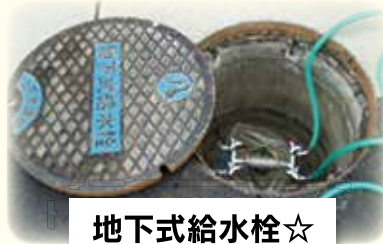
【災害用トイレ】

避難所のトイレが使用できないときに、組み立てて使用



下水道直結式仮設トイレ

【地下式給水栓】



地下式給水栓☆

災害で水が出ないときに、自ら操作して飲料水を確保可能

◎印：市立小・中学校と大規模な避難所に配備 ☆印：市立小・中学校のみに配備

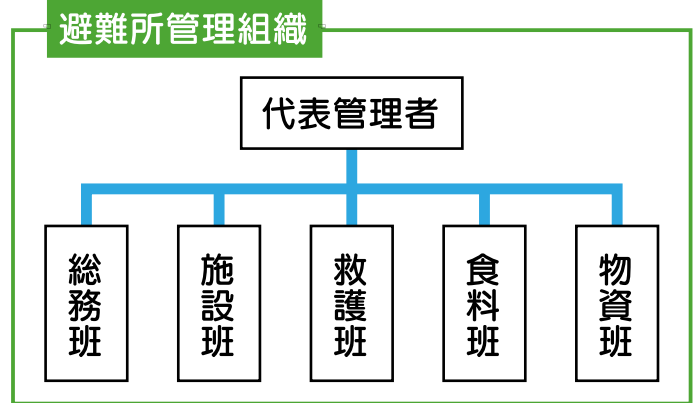
5 指定避難所の開設と運営の流れ

避難所の運営を円滑に行うには、役割を分担することが大切です。避難所のリーダーである代表管理者の下、各班に分かれて活動します。【マニュアル P21~22】

【マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編 P14~19】

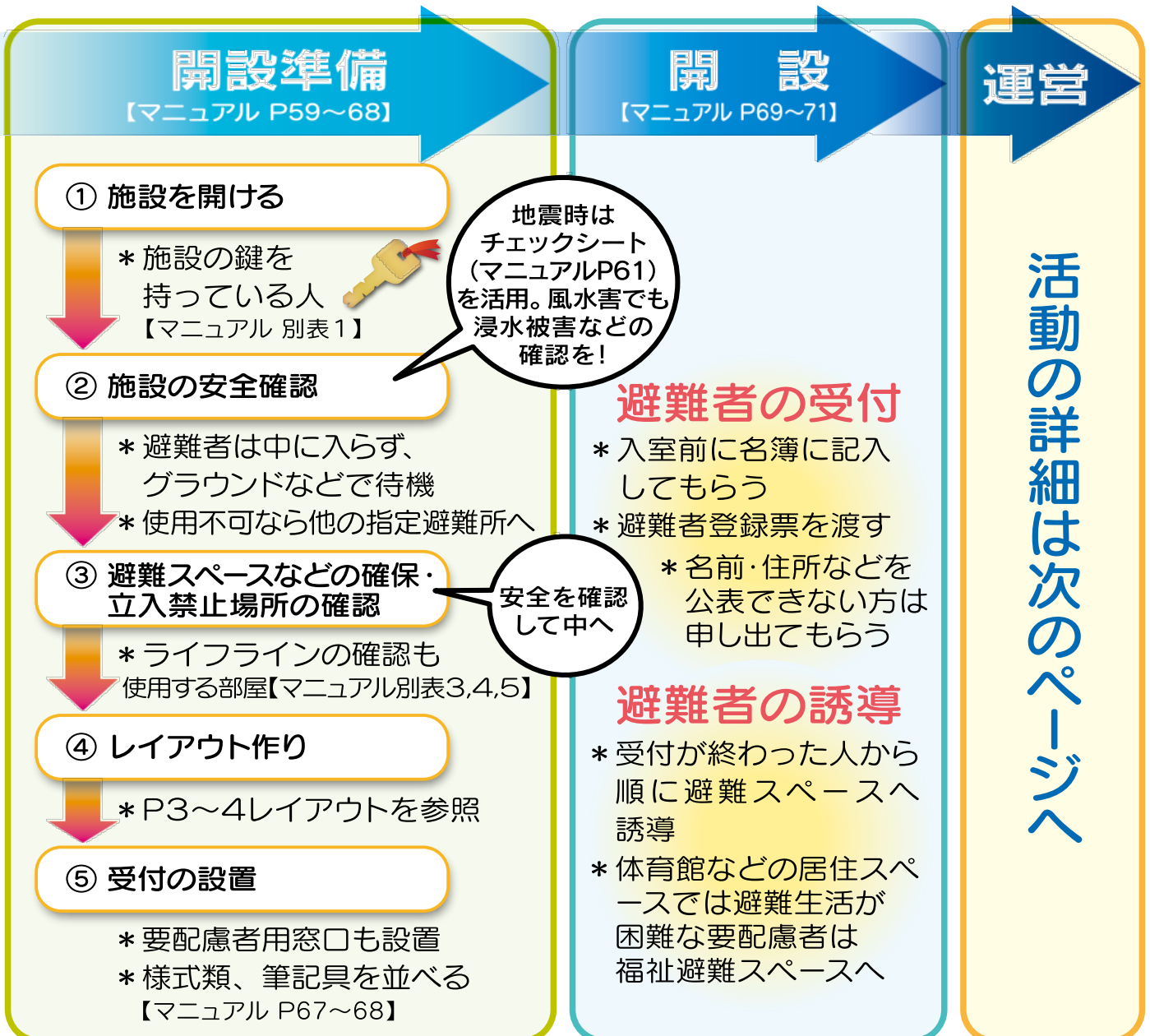
* 平常時のうちに、避難所ごとに右記の避難所管理組織に携わる人をあらかじめ決めておきましょう

* 一般の避難者からわかるようビブスなどを着用しましょう



☆マニュアルP34~55「避難所運営チェック表」などでチェックしながら進めると効率的です
避難所開設キットを活用しましょう

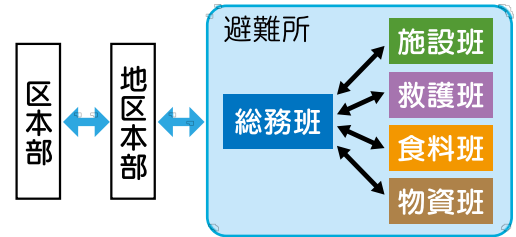
☆マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編を確認して避難所での感染症対策をしましょう
衛生用品キットを活用しましょう



6 避難者を受け入れた後の運営

情報の流れ【マニュアル P24】

避難所運営は、区本部や地区本部と連携をとりながら行います。総務班が各班を代表して、地区本部へ連絡します。



総務班 【マニュアル P75~85】

避難者名簿の作成・管理、地区本部との連絡・調整、情報の収集や伝達など、全体をとりまとめる

- ① 避難所の状況を報告（おおまかな避難者数・被害状況）
 - ② 避難者名簿から避難者数・世帯数を集計し報告
 - ③ 情報の掲示場所を設置
 - ④ 情報を避難者へ知らせる
 - ・管理組織図・避難者名簿・共同生活のルール
 - ・区本部からのお知らせ・新聞の貼り出し など
 - ⑤ 各班からの要請を地区本部へ連絡・調整
 - ⑥ 各班を集めて会議を行う
- その他・避難所外避難者の把握と対応
・避難所及び周辺の警備 など

まずは避難者数をつかむ！

必要な物資・食料を要請

傷病者・要配慮者を連絡



デジタル移動無線 (市立小・中学校)

地区本部(原則、市立小学校)には、区本部から「災害対策住民リスト」と「避難行動要支援者名簿」が必要に応じて提供されます

施設班 【マニュアル P87~96】

施設の管理や資機材の設置、衛生対策に関することを担当

- ① 施設の設備や電気・ガス・水道が使えるか確認
 - ② 使用できない場合は、総務班へ復旧を要請
 - ③ トイレが使用できない場合は、災害用トイレを設置
 - ・くみ取り式仮設トイレと簡易パック式トイレを設置
 - ・周辺の道路状況などを確認し、下水道直結式仮設トイレを設置
 - ④ 屋外にゴミ置き場を設置
 - ⑤ トイレやゴミ置き場の掃除当番を決める
- その他・ペットとの同行避難への対応（登録・ペットの避難場所確保）
・施設の衛生対策（清掃・換気）
・災害時特設公衆電話※やテレビなどの資機材の設置 など

“使用禁止”の貼り紙も

まずはトイレ！

清掃は、避難者全員で



※市立小・中学校に電話線を事前設置。大規模災害時に、停電時でも無料で使用できる発信専用の公衆電話。

救護班

【マニュアル P97~104】

要配慮者や傷病者への対応や避難者の健康管理に関することを担当

- ① 傷病者への対応を行う
(119番など総務班へ連絡依頼)
- ② 要配慮者の状況や必要な支援(ニーズ)を把握
- ③ 体育館などの居住スペースでは避難生活が困難な要配慮者は、福祉避難スペースへそれでも避難所での生活が難しい場合は、福祉避難所への入所を総務班へ要請
- ④ 要配慮者のニーズに沿った対応を行う

緊急性の高いことから臨機応変に！

その他 ・ エコノミークラス症候群を予防 (体操実施・水分補給呼びかけ)
・ 感染症予防 (手洗いの徹底) などの健康管理
・ 医療救護所 (名古屋市医師会が市立中学校に設置) の開設・運営への協力

食料班

【マニュアル P105~117】

食料や飲み水の避難者への配布や在庫管理、必要な食料の要請を担当

- ① 水道が使えない場合、市立小・中学校では地下式給水栓を使用できるように準備
- ② 避難者数から、必要な食料数を確認
- ③ 食料を避難者に配布
- ④ 不足した場合は、必要な品目・数量を総務班へ要請
- ⑤ 食料が届いたら、配布がスムーズにできるよう、整理して保管

まずは水！

配布にあたっては、アレルギーにも注意

消費期限や賞味期限に注意！



物資班

【マニュアル P119~120】

物資の避難者への配布や在庫管理、必要な物資の要請を担当

- ① 食料以外の備蓄物資の品目と数量を確認
- ② 避難者へ配布 (毛布など)
- ③ 不足した場合は、必要な品目・数量を総務班へ要請
- ④ 物資が届いたら、配布がスムーズにできるよう、整理して保管

配布は、避難者全員で



7 多様な避難者への思いやり

要配慮者への配慮

【マニュアル P26～31、99～102、179～185、201、他】

要配慮者へやさしい避難所づくり

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮が必要な人のことです

一人ひとりの状況によって対応が異なりますので、本人や家族などの話をよく聞いて対応しましょう

優先的にスペースを確保しましょう

- ・避難スペースでは、出入口やトイレに近い場所を確保
- ・避難スペースとは別に福祉避難スペースを確保

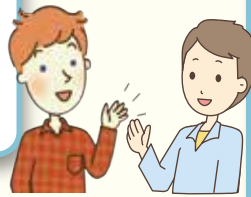


優先的に食事や物資を配布しましょう

- ・アレルギー疾患のある方などは食べられる物に制限があります。避難所に備蓄している食料のうち、アルファ化米はアレルギー対応しています。

さりげない見守り

- ・孤立を防ぐ
- ・変化にすぐ気がつく
- ・病気や障害などにより配慮や支援が必要なことを記載した「もしもカード」や「ヘルプカード」携帯者への配慮

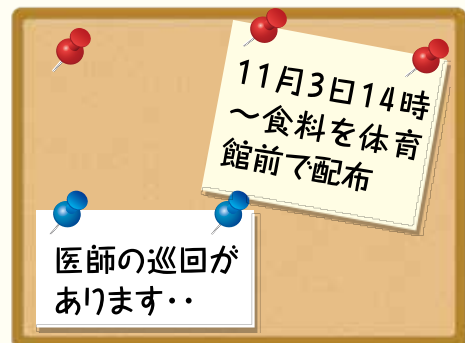


避難所の管理運営の中心を担う皆さまは、他の避難者からわかるよう配慮しましょう

- ・ビブスを着用
- ・不足する場合は、ガムテープなど避難所にあるものを腕章代わりに

情報は全員に伝わるようにしましょう

- ・文字でしっかり伝える(時には筆談も)
- ・言葉や音声でしっかり伝える
- ・コミュニケーションをとりながら伝える
- ・福祉避難スペースにもすべての情報が伝わるように
- ・外国人への対応については「避難所での外国人被災者対応マニュアル」※を活用



※「避難所での外国人被災者対応マニュアル」は、指定避難所運営マニュアル別冊編として避難所に一冊配備しています。

男女平等参画の視点

【マニュアル P26、197～199】

男性も女性も避難所運営に参加しましょう

運 営

- ・ 避難所管理組織への女性の参画（男女とも4割以上が目標）
- ・ 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
- ・ 女性用品（生理用品・下着類）は女性が配布する体制づくり
- ・ 食事作り・片付け・清掃などは男女を問わずできる人が分担

性別に応じた配慮が大切です

- ・ 男女別のトイレを安全な場所にそれぞれ設置
- ・ 安心して利用できる更衣室・物干し場の設置
- ・ 間仕切りを利用するなど授乳・おむつ交換場所の確保

暴力や性被害を許さない環境づくり

災害時は、DVや女性への暴力、 性被害の危険性が高まります

- ・ 寝床や女性専用スペースなどの巡回警備
- ・ トイレや更衣室利用時の防犯対策
- ・ 一人ひとりが暴力を許さないという意識
- ・ 悩みを気軽に相談できる体制づくり

ひとりで抱えず相談窓口をご利用ください

避難所管理組織に相談
または…

☆☆イーブルなごや相談室☆☆

「女性のための総合相談」 TEL (052) 321-2760

平常時も相談をおこなっています

災害のリスクと指定緊急避難場所・指定避難所の確認



個人で～自助～

●備蓄品・非常持出品の準備

避難所にあるものは最低限の物資です。災害に備えて、個人やご家庭で準備しておきましょう。

備蓄は7日分を目安に準備し、そのうち3日分を非常持出品として、避難所などへ向かう場合は、各自持参していただきますようお願いいたします。

【非常持出品(例)】

- 食料(自分が食べやすいもの)
- 常備薬(持病の薬、お薬手帳も)
- 飲料水(1人1日3ℓが目安)
- 衛生用品(液体ハミガキ、ウェットティッシュ、携帯トイレなど)
- その他、個人的に必要なもの(ミルク(粉・液体)、メガネ、入れ歯など)

地域で～共助～

●避難所運営についての話し合い

避難所の運営についてあらかじめ話し合っておきましょう。

【確認しておくこと(例)】

- 避難所の鍵を持っている人
- 避難所の運営体制
- 避難所として使用する部屋
- 備蓄物資の保管場所(品目・数量)
- 要配慮者の支援

名古屋市のウェブサイトに「指定避難所運営マニュアル」や指定避難所の開設・運営についての映像が掲載されていますのでご覧ください。

検索サイトで

名古屋市 避難所の運営について

検索

災害はいつ発生するかわかりません。日頃から地域で指定避難所開設・運営訓練を行ったり、訓練に参加するなどして、避難所運営のイメージをつかんでおきましょう。

名古屋市防災危機管理局地域防災室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL (052) 972-3591/FAX (052) 962-4030

発行: 令和3年5月